

立教大学学術推進特別重点資金 (立教 S F R)
大学院学生研究
2015年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院	経済学	研究科	経済学	専攻
研究代表者 (2016年3月現在のものを記入)	在籍研究科・専攻・学年		氏名		
	経済学研究科・経済学専攻 博士課程後期課程1年		石田 周 印		
指導教員	所属・職名		氏名		
	経済学部経済政策学科・教授		櫻井 公人 印		
自然・人文・社会の別	自然	・	人文	・	<input checked="" type="checkbox"/> 社会
			個人・共同の別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	・ 共同 名
研究課題	EUの合併規制が欧州大銀行の国際化に及ぼした影響とその背景				
研究組織 (研究代表者・共同研究者) ※2016年3月現在のものを記入	在籍研究科・専攻・学年		氏名		
	経済学研究科・経済学専攻 博士課程後期課程1年		石田 周		
研究期間	2015 年度				
研究経費 (1円単位)	(支出金額) 157,174円 / (採択金額) 200,000円				

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は、欧州の多国籍企業の再編とそれに伴う利害の変化を分析し、欧州の金融規制・監督制度の形成・発展に影響を及ぼした可能性を検討することを試みた。対象期間は、欧州統合が進展する1990年代初頭以降現在にいたるまでとした。この期間に、欧州大銀行は主に1990年代に国内M&Aを通じて規模を拡大し、2000年代以降にはクロスボーダーM&Aにより国際化を進めた。このような銀行の変化は、銀行と国家との関係、そして銀行とEUレベルの機関との関係を変化させ、金融規制・監督制度の形成・発展に影響を及ぼした。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

{ 大銀行 } { EU } { 合併規制 }

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

今回の研究で扱った課題は、①欧州の大銀行が 2000 年代に国際化した理由は何か、②国際化した銀行はどのような形で EU の銀行規制・監督制度 (今回の場合は EU の合併規制) に影響を及ぼしたのか、という 2 点である。①に関する研究成果は、『立教経済学論叢』第 81 号に掲載された「EU の合併規制が銀行 M&A に及ぼした影響：スウェーデン国内における 2001 年の銀行合併計画に着目して」に主にまとめられている。また、②に関する研究成果は、第 79 回 慶應 EU 研究会 (慶應義塾大学) にて、「欧州委員会による銀行のクロスボーダー M&A の促進——EU の合併規制に着目して」というタイトルで発表した。

以下では、それぞれの内容を紹介する形で、今回の研究成果の概要を整理したい。

① 欧州の大銀行が 2000 年代に国際化した理由は何か

(石田周 [2015] 「EU の合併規制が銀行 M&A に及ぼした影響：スウェーデン国内における 2001 年の銀行合併計画に着目して」『立教経済学論叢』, (81), 15-33 ページ。)

本稿の目的は、欧州委員会が実質的に銀行合併を認可しなかった最初の事例としてスウェーデンの事例を扱い、欧州委員会による審査の背景と、その審査がスウェーデンを含む欧州の銀行に及ぼした影響を分析することであった。

2001 年、スカンディナヴィスカ・エンスキルダ・バンケン (Skandinaviska Enskilda Banken: SEB) とフォイーニング・スパーバンケン (FöreningsSparbanken: FSB) というスウェーデンの 4 大銀行同士の合併が計画された。この合併計画は、1990 年代に活発化したスウェーデンの銀行再編の継続を示すものであり、同時に、SEB と FSB が北欧・バルト地域、ひいては EU 全域への国際展開のための基盤を形成しようとするものであった。しかし、欧州委員会がこの合併計画に対して課した条件は両行にとって非常に厳しいものであったため、両行は合併計画を取り下げざるをえなくなった。

このような欧州委員会の認可姿勢に対し、SEB と FSB は欧州委員会が市場規模の小さい加盟国に対して不当に差別を行っているのではないかと批判した。しかし、欧州委員会は両行の合併による消費者・顧客への影響を重視して市場を画定し、その市場に基づいて両行の合併を審査した。欧州委員会による合併審査は、当該市場の顧客・消費者の保護という観点で一貫しており、このような姿勢は正当なものであったと考えられる。したがって、SEB と FSB の批判は妥当ではなかった。

しかし、欧州委員会の意図とはかかわりなく、その合併審査はスウェーデンをはじめとする銀行市場が相対的に小さい加盟国に属する銀行に大きな影響を及ぼした。ここでは次の 3 点を指摘したい。

第 1 に、欧州委員会が当該市場の顧客・消費者の保護を優先する場合、同時に欧州委員会は当該国の競争を妨げる恐れのあるナショナル・チャンピオンの形成を必然的に否定することになる。すなわち、顧客・消費者の保護という正当な目的を優先する欧州委員会による合併審査は、同時に市場規模の小さい加盟国の企業による国内成長を制限せざるを得ないという矛盾を抱えている。異なった市場規模を持つ加盟国に対し EC 合併規則という同じ基準を適用する限り、欧州委員会が抱えるこのような矛盾は基本的に解消されない。しかし、市場規模が小さい加盟国の銀行がすでに競争力を持つ海外の銀行に挑戦できるほどの基盤を自国内で形成することが非常に困難であるならば、すでに競争力を持つ欧州メガバンクの優位を永続化させることになる可能性がある。

第 2 に、欧州委員会の判断はスウェーデンの銀行の多国籍化を促した。欧州委員会による審査の結果、SEB と FSB を含むスウェーデンの銀行は、国内 M&A によるそれ以上の成長が困難になった。このことは、クロスボーダー M&A を加速させる効果を SEB と FSB にもたらした。2004 年の EU の東方拡大も相まって、SEB と FSB はバルト地域でのプレゼンスを高める方向へ本格的に舵を切り、これらの国で大きな影響力を獲得するに至った。

第 3 に、スウェーデンの事例は、スウェーデン以外の国にも影響を及ぼし、金融市場統合を進展させた。たとえば、スウェーデン以上に銀行の資産集中度が高いオランダにおいても、ABN アムロ、フォルティス、ING というオランダの大銀行が結合する可能性が排除されるなど、欧州全体として銀行が国内 M&A による拡大を制限されつつあることが指摘されていた。

1990 年代に EU で生じた銀行 M&A のほとんどは国内 M&A であり、加盟国政府も自国内での銀行合併、そして自国銀行の巨大化を容認してきた。このことは、1990 年代初頭に進展した域内における金融サービスの自由化が、必ずしも十分なものでなかったことを意味する。このような歴史を踏まえれば、加盟国内での銀行 M&A を制限する 2001 年の欧州委員会の判断は、銀行が国内 M&A からクロスボーダー M&A へと移行するきっかけとなり、欧州金融市場統合を進展させる効果があったと考えられる。

研究成果の概要 つづき

②国際化した銀行はどのような形で EU の銀行規制・監督制度（今回の場合は EU の合併規制）に影響を及ぼしたのか（石田周 [2015]「欧州委員会による銀行のクロスボーダーM&A の促進——EU の合併規制に着目して」, 第 79 回 慶應 EU 研究会（慶應義塾大学）, 6 月 27 日。）

本研究報告の目的は、1990 年代末以降、欧州メガバンクのクロスボーダーM&A が進展した背景の 1 つとして、欧州委員会が EU の合併規制を運用することで果たした役割を明らかにすることであった。

1990 年代末以降、EU の銀行再編、特にクロスボーダーM&A を通じた欧州大銀行の多国籍化が進展し、この背景として欧州金融市場統合が指摘されてきた。しかし、欧州メガバンクが多国籍化を進めれば、自国銀行を保護しようとする受入国政府の政策（銀行ナショナリズム政策）との対立が顕在化する可能性が高まる。このような可能性は、実際にポルトガル（1999 年）、イタリア（2005 年）、ポーランド（2005 年）で顕在化した。

本研究はこれら 3 つの事例を検討するものであったが、この内容は以下の 4 点に要約される。第 1 に、いずれの事例も欧州メガバンクによる域内クロスボーダーM&A が発端となった。ポルトガルの事例では、スペインの BSCH がポルトガルのシャンパリモー・グループを実質的に買収しようとした。イタリアの事例では、オランダの ABN アムロとスペインの BBVA（そして後にはフランスの BNP パリバ）が、イタリアの 2 つの中規模銀行を買収しようとした。そして、ポーランドの事例では、イタリアのウニクレディトが、ドイツの HVB の買収を通してポーランド銀行を含む諸銀行を取得しようとした。

第 2 に、いずれの事例においても、加盟国当局は銀行ナショナリズム政策を行うことで、欧州メガバンクによるクロスボーダーM&A を妨害しようとした。このような加盟国政府による銀行ナショナリズム政策は、クロスボーダーM&A を計画する欧州メガバンク自身によっては解消しえない大きな障壁であった。

第 3 に、欧州委員会は EC 合併規則における「プルーデンス規則」を極めて限定的に解釈し、加盟国当局が裁量によって EU 域内の銀行再編を妨げることを認めなかった。このような姿勢は、欧州委員会が加盟国に対して積極的に侵害訴訟を展開したことに表れている。ただし、イタリアの事例では欧州委員会は主に事後的に侵害訴訟を行った。

第 4 に、加盟国当局の抵抗により一定の修正を迫られたとはいえ、結果として欧州委員会は域内の銀行再編を積極的に促進することに成功した。

総じて、欧州委員会は侵害訴訟を通じて加盟国の銀行ナショナリズム政策を制限し、欧州メガバンクのクロスボーダーM&A を積極的に促進することで、域内の銀行再編を進展させた。このように、従来の研究で明らかにされてきた欧州における金融関連法の整備だけではなく、欧州委員会による積極的な活動もまた、EU 域内の銀行再編の進展において大きな役割を果たしてきたことが明らかになった。

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

① 雑誌論文

石田周 [2015]「EU の合併規制が銀行 M&A に及ぼした影響：スウェーデン国内における 2001 年の銀行合併計画に着目して」『立教経済学論叢』, (81), 15-33 ページ。

② 図書

なし

③ シンポジウム・公開講演会等の開催

なし

④ その他

石田周 [2015]「欧州委員会による銀行のクロスボーダー M&A の促進——EU の合併規制に着目して」, 第 79 回慶應 EU 研究会 (慶應義塾大学), 6 月 27 日。

石田周 [2015]「EU の国家補助 (state aid) 規制が銀行部門に及ぼした影響——ドイツの公的銀行に対する保証制度の廃止に着目して」, 第 36 回日本 EU 学会報告 (関西大学), 11 月 21-22 日。